

年企発 1214 第 1 号  
平成 28 年 12 月 14 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長  
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 375 号)等の  
施行に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」  
の一部改正について

本日、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」(平成 28 年政令第 375 号。以下「改正政令」という。 )、「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 28 年厚生労働省令第 175 号。以下「改正省令」という。 )及び「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の見積を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」(平成 28 年厚生労働省告示第 412 号)が公布され、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号)(以下「承認認可通知」という。 )を別添のとおり改正し、平成 29 年 1 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、改正政令附則第 2 項の規定により適用しないこととされた規定に係る部分については、本通知による改正前の承認認可通知によるものとし、改正省令附則第 2 項及び第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされたものに係る部分については、本通知による改正前の承認認可通知によることができるものとする。

また、事業年度の末日が平成 30 年 3 月 31 日以前である事業年度に係る事業及び決算に関する報告書の提出に当たっては、改正省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号)第 43 条の規定に基づき財政計算を行った場合を除き、本通知による改正前の承認認可通知の様式を用いることができるものとする。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）  
新旧対照表

新	旧
<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 報告書の提出について (略)</p> <p>(1) 報告書の内容は、「事業報告書」（様式 C6 参照）及び「決算に関する報告書」（様式 C7 参照）であること。<u>ただし、様式 C6-ウについては、直近に作成した給付の設計の基礎を示した書類（様式 C2）（C6-ウの報告事項が網羅されているものに限る。）の提出に代えることができること。</u></p> <p>(2) 決算に関する報告書は、別紙 4 の「勘定科目説明」に基づいて作成された「<u>貸借対照表</u>」及び「<u>損益計算書</u>」（様式 C7-ク）並びに「<u>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類</u>」及び「<u>積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類</u>」に、「<u>年金数理に関する確認</u>」（様式 C1）が添付されたものであること。なお、<u>一の確定給付企業年金において、リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する場合には、様式 C6 及び様式 C7（業務経理は除く。）は、それぞれ別に作成し、その旨がわかるように提出すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 報告書の提出について (略)</p> <p>(1) 報告書の内容は、「事業報告書」（様式 C6 参照）及び「決算に関する報告書」（様式 C7 参照）であること。</p> <p>(2) 決算に関する報告書は、別紙 4 の「勘定科目説明」に基づいて作成された貸借対照表及び損益計算書（大分類及び中分類ごとに作成すること。また、責任準備金の額を補足するために、<u>貸借対照表の負債勘定 2. 負債の欄外に数理債務の額及び未償却過去勤務債務残高等の額を記載することも差し支えないこと。</u>）並びに「<u>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類</u>」及び「<u>積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類</u>」に、「<u>年金数理に関する確認</u>」（様式 C1）が添付されたものであること。<u>なお、「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成 20 年 9 月 11 日年発第 0911001 号）」第四の一に該当する確定給付企業年金 においては、年金経理について、給付区分ごとの貸借対照表及び損益計算書（各表の右上に給付区分を明記すること。）を全体の貸借対照表及び損益計算書に添付すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

①～③ (略)

④ 法第77条の規定に基づき基金の分割が行われた場合

分割後も存続する基金があれば存続基金が、分割により基金が消滅した場合は「分割により設立され、承継した権利義務（分割時の通常予測給付現価）が最も大きい基金」が、分割前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で（分割前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。）、分割前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。

⑤～⑦ (略)

(5)、(6) (略)

5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

(略)

(1) 財産目録等の承認申請

(略)

① (略)

② 貸借対照表

終了日現在において、経理単位ごとに別紙4の「勘定科目説明」に基づき様式C7-クを用いて作成すること。

③ (略)

(2)、(3) (略)

6. ～8. (略)

(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

(略)

①～③ (略)

④ 法第77条の規定に基づき基金の分割が行われた場合

分割後も存続する基金があれば存続基金が、分割により基金が消滅した場合は「分割により設立され、承継した権利義務（分割時の給付現価）が最も大きい基金」が、分割前の基金分の報告書を、代議員会で議決を得た上で（分割前の基金の代議員会で議決を得ていなかった場合に限る。）、分割前の基金分であることを報告書の表題に明記した上で提出すること。

⑤～⑦ (略)

(5)、(6) (略)

5. 確定給付企業年金の終了に伴う清算業務について

(略)

(1) 財産目録等の承認申請

(略)

① (略)

② 貸借対照表

終了日現在において、経理単位ごとに別紙4の「勘定科目説明」の大分類及び中分類ごとに作成すること。

③ (略)

(2)、(3) (略)

6. ～8. (略)

(別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準

(略)

規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<p>&lt;規約型&gt; 1-1～1-4（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>&lt;規約型&gt; 1-1～1-4（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>1-5 <u>積立金の運用に関する基本方針の作成又は変更</u>に当たって加入者の意見を聴く方法に関する事項</p>	<p>・加入者の代表者を選任する方法に関する事項（規則第84条の2第1項第1号）</p>	<p>・規則第84条の2第1項第3号イ及びロに定める<u>確定給付企業年金においては、基本方針の作成又は変更</u>に当たっては、加入者の意見を聴く方法を定める必要があること。</p> <p><u>（主な確認事項）</u></p> <p>・加入者の代表者を選任する方法について、<u>選任方法が正当でないものは認められないこと。</u></p> <p>・規則第84条の2第1項第3号イ及びロに定める<u>確定給付企業年金のうち規約型であるものについて、加入者が存在しないものは認められないこと。</u></p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

<p>&lt;基金型&gt;</p> <p>2-1~2-3 (略)</p> <p>2-4 代議員及び代 議員会に関する 事項</p> <p>2-5~2-8 (略)</p> <p><u>2-9 積立金の運用 に関する基本方</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) リスク分担型企業 年金とリスク分担型企 業年金でない確定給付 企業年金を併用する場 合の取扱い</u></p> <p>(略)</p> <p>・加入者の代表者を選任 する方法に関する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・ <u>代議員会の下にリスク分 担型企業年金の意思決定 に係る委員会を設け、当該 委員会で方針決定したり リスク分担型企業年金に関 する意思決定を尊重した うえで代議員会における 議決等を行う旨を規約で 定めること。</u></p> <p><u>この場合において、リスク 分担型企業年金の意思決 定に係る委員会は、リスク 分担型企業年金の給付を 受ける加入者の意向を反 映できるように構成され るものであること。</u></p> <p>(略)</p> <p>・規則第84条の2第1項第 3号イ及びロに定める確</p>		<p>&lt;基金型&gt;</p> <p>2-1~2-3 (略)</p> <p>2-4 代議員及び代 議員会に関する 事項</p> <p>2-5~2-8 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	---	---	--	---	--	---

<p>針の作成又は変更 更に当たって加入者の意見を聴く方法に関する事項</p>	<p>(規則第84条の2第1項第1号)</p>	<p>定給付企業年金においては、基本方針の作成又は変更 更に当たっては、加入者の意見を聴く方法を定める必要があること。</p>	<p>(主な確認事項)</p>	<p>・加入者の代表者を選任する方法について、選任方法が正当でないものは認められないこと。</p>			
<p>2-10 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2-9 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>&lt;規約型・基金型共通&gt;</p>			<p>&lt;規約型・基金型共通&gt;</p>				
<p>3-1 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3-1 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>3-2 給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 受給の要件</p> <p>①老齢給付金の支給要件及び失権</p> <p>・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。 (法第36条第2項)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 50歳以上<u>(ア)</u>の規約で定める年齢</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>3-2 給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 受給の要件</p> <p>①老齢給付金の支給要件及び失権</p> <p>・支給要件は、次に掲げる要件をみたすこと。 (法第36条第2項)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 50歳以上<u>60歳</u>未満の規約で定める</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

		<p>未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4) 給付の額の算定方法</p> <p>特定の者について不当に差別的なものであってはならないこと。</p>	<p>・法令解釈通達第3の1のとおり取り扱うこと。また、第3の1の②の加入者間で給付の額に差を設けるために、複数の給付設計を組み合わせたり、グループ区分ごとに異なる給付設計を行うことは差し支えない。<u>ただし、リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施する場合には、原則として規則第1条第3号に基づき別々の確定給付企業年金として実施すること。ただし、以下の措置を講ずる場合については、一の確定給付</u></p>			<p>年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものであること</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(4) 給付の額の算定方法</p> <p>特定の者について不当に差別的なものであってはならないこと。</p>	<p>・法令解釈通達第3の1のとおり取り扱うこと。また、第3の1の②の加入者間で給付の額に差を設けるために、複数の給付設計を組み合わせたり、グループ区分ごとに異なる給付設計を行うことは差し支えない。</p>	
--	--	---	---	--	--	--	---	--

		<p>① 給付の額の算定方法 (令第24条第1項) 給付の額は、次のいずれかの方法で算定されていること。 (ア)～(カ) (略)</p>	<p><u>企業年金において、リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を実施(本項①(キ)の算定方法により給付の額が算定される給付区分と、(キ)以外の算定方法により給付の額が算定される給付区分を併存) できること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の経理をそれぞれで行うとともに、資産をそれぞれに区分して運用することを規約に定める措置。なお、基金型の場合においては、2-4(5)の事項を規約に定める措置もあわせて講じること。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>① 給付の額の算定方法 (令第24条第1項) 給付の額は、次のいずれかの方法で算定されていること。 (ア)～(カ) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------



		<p><u>(キ) (ア) ~ (カ) の方法により算定した額に規則第25条の2に規定する調整率を乗じた額とする方法</u></p> <p>②、③ (略)</p> <p>④キャッシュバラン<span style="text-decoration: underline;">ス</span>プ ラン及び額の改定に用いる指標 (規則第29条) (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>・(キ)の方法で計算する場合には、<u>規則第25条の2第1項第2号の規定に基づく調整率の改定の方法を明確に定めていること</u></p> <p>・規則第26条第3項第1号に規定する「予定利率」については、法令解釈通達第3の1の⑧のとおり取り扱い、適正かつ合理的に定めるものとする。具体例は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・国債の利回りとして用いる国債は、定期的に発行されるものを用いることとし、その償還期間及び利回りの種類を規約に定めていること。</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>			<p>(新設)</p> <p>②、③ (略)</p> <p>④キャッシュバラン<span style="text-decoration: underline;">ス</span>プ ラン及び額の改定に用いる指標 (規則第29条) (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>・規則第26条第3項第1号に規定する「予定利率」については、法令解釈通達第3の1の⑧のとおり取り扱い、適正かつ合理的に定めるものとする。具体例は次のとおり。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・国債の利回りとして用いる国債は、定期的に発行されるものを用いることとし、その償還期間及び利回りの種類を規約に定めていること。</p> <p><u>・国債の償還期間、利回りの種類が規約に定められていること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--	--	--	--	--	---	--

		<p>(5) (略)</p> <p>(6) 給付の額の減額 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・給付の額を減額する場合の理由は、規則第5条又は第12条の各号(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成26年厚生労働省令第20号)第17条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第2条の規定による改正前の規則第5条第3号及び第12条第2号を含む。)に掲げるものであり、その取扱いにあたっては、法令解釈通達第1の2の(1)とおりに行うこと。</p> <p>・必要な手続が、規則第6条又は第13条のとおり行われていること(規則第5条第5号又は第6号に掲げる理由による給付の額の減額を行う場合にあつ</p>			<p>(5) (略)</p> <p>(6) 給付の額の減額 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・給付の額を減額する場合の理由は、規則第5条、第12条、附則第5条の各号に掲げるものであり、その取扱いにあたっては、法令解釈通達第1の2の(1)とおりに行うこと。</p> <p>・必要な手続が、規則第6条又は第13条のとおり行われていること。</p>	
--	--	---	---	--	--	---	--	--

	<p>3-3 掛金の拠出に関する事項</p>	<p>(1) 規約に定める掛金 (略)</p>	<p>ては、規則第6条第1項第1号及び第2号イに定める<u>手続を要しない</u>)。</p> <p>(略)</p> <p>・<u>規則第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第46条第1項に規定する特別掛金額、第46条の2第1項に規定するリスク対応掛金額、第47条の規定により計算される掛金の額、第52条第4項の規定により拠出する掛金の額及び第59条第1項の規定により掛金の額に追加して拠出する掛金の額は、上記①～⑥にかかわらず、それぞれ、第46条の3、第46条、第46条の2、第47条、第52条第4項又は第59条第1項の規定に基づき算定することができる。</u></p> <p>・<u>特別掛金額、リスク対応掛金額及びリスク分担型企業年金掛金額の算定にあたっては、法令解釈通達第</u></p>		<p>3-3 掛金の拠出に関する事項</p>	<p>(1) 規約に定める掛金 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ <u>特別掛金額、特例掛金額は、上記①～⑥の方法の他に、計算された額を規約に定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	
--	------------------------	-----------------------------	---	--	------------------------	-----------------------------	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。（法第57条）</li> </ul>	<p><u>4の6に留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(主な確認事項)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金の額は、標準掛金、特別掛金、特例掛金、<u>リスク対応掛金</u>、<u>その他の掛金</u> (<u>リスク分担型企業年金</u>にあつては、<u>リスク分担型企業年金掛金</u>、<u>その他の掛金</u>)に区分されていること。</li> <li>・特別掛金は、規則第46条第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その償却期間が3年以上20年以内（今回の財政計算において予定利率を引き下げるときは、予定利率引下げによる過去勤務債務の額については3年以上30年以内）、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上50%以内となっていること。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。（法第57条）</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(主な確認事項)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掛金の額は、標準掛金、特別掛金、特例掛金、その他の掛金に区分されていること。</li> <li>・特別掛金は、規則第46条第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その償却期間が3年以上20年以内（今回の財政計算において予定利率を引き下げるときは、予定利率引下げによる過去勤務債務の額については3年以上30年以内）、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上50%以内となっていること。</li> </ul>	
--	--	---	---	--	--	---	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>リスク対応掛金は、規則第46条の2第1項第1号、第2号又は第4号の方法の場合、その拠出期間が5年以上20年以内、同項第3号の場合、その拠出割合が15%以上50%以内となっていること。</u></li> <li>・<u>特別掛金額の予定償却期間の残存期間は、リスク対応掛金額の予定拠出期間の残存期間より短い期間であること。</u></li> <li>・<u>リスク分担型企業年金掛金額においては、各事業年度の掛金の額の算定方法が、リスク分担型企業年金の開始時等にあらかじめ規約に定められていること。</u></li> </ul> <p>(略)</p>				(新設)
	(2) ~ (5) (略)	(略)			(2) ~ (5) (略)	(略)
3-4~3-10 (略)	(略)	(略)		3-4~3-10 (略)	(略)	(略)
3-11 他の確定給	(1)他制度への脱退一時	(略)		3-11 他の確定給	(1) 他制度への脱退一	(略)

<p>付企業年金、存続厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会（以下「他制度」という。）へ脱退一時金相当額の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度（確定拠出年金を除く）から脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<p>金相当額の移換</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)一時金の額に関する特例</p> <p>・他制度（確定拠出年金を除く）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額の額（<u>リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当</u></p>	<p>・移換の申出は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日（<u>移換先が存続厚生年金基金の場合は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は移換先の制度の加入者の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日</u>）までの間に限って行うことができることを明記していること。</p> <p>(略)</p>		<p>付企業年金、存続厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会（以下「他制度」という。）へ脱退一時金相当額の移換を行う場合における当該脱退一時金相当額の移換に関する事項及び他制度（確定拠出年金を除く）から脱退一時金相当額、積立金又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項</p>	<p>時金相当額の移換</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)一時金の額に関する特例</p> <p>・他制度（確定拠出年金を除く）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者に支給する一時金の額は、規約で定める方法により計算した額又は移換を受けた脱退一時金相当額のいずれか高い額であること。（規則第32条の2）</p>	<p>・移換の申出は、加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができるものであることを明記していること。</p> <p>(略)</p>
--	--	---	--	--	--	---

	<p><u>額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額</u> のいずれか高い額であること。（規則第32条の2）</p> <p>(4) 脱退一時金の支給の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他制度（確定拠出年金を除く）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等<u>の額</u>（リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第27条第2号から第5号までのいずれかに該当</li> </ul>				<p>(4) 脱退一時金の支給の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他制度（確定拠出年金を除く）から移換を受けた脱退一時金相当額等に係る者が、その加入者の資格を喪失した場合において、脱退一時金の支給要件を満たさない場合にあつては、移換を受けた脱退一時金相当額等 を支給すること。（規則第32条の3）</li> </ul>	
--	---	--	--	--	--	--

3-12 (略)	<p>することとなったとき の調整率に応じて規約 で定めるところにより 算定した率を乗じた 額)を支給すること。 (規則第32条の3) (5) (略)</p>	(略)	3-12 (略)	(5) (略)	(略)
----------	---	-----	----------	---------	-----

(別紙2) 確定給付企業年金の事業運営基準

1. ～ 3. (略)

4. 積立金の管理運用業務に関すること

事業主及び基金の積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）については、法、令及び規則に定めるもののほか、次に定めるところによること。

(1) 運用の基本方針及び運用指針の策定に当たっての留意点

① 運用の基本方針

運用の基本方針の策定・変更にあたっては、「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)(以下「法令解釈通知」という。)」及び「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(平成14年3月29日年発第0329009号)によるほか、必要に応じて運用受託機関とも連絡をとりながら、的確な内容のものとしていく必要があること。

(別紙2) 確定給付企業年金の事業運営基準

1. ～ 3. (略)

4. 積立金の管理運用業務に関すること

事業主及び基金の積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）については、法、令及び規則に定めるもののほか、次に定めるところによること。

(1) 運用の基本方針及び運用指針の策定に当たっての留意点

① 運用の基本方針

運用の基本方針の策定・変更にあたっては、「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)(以下「法令解釈通知」という。)」及び「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(平成14年3月29日年発第0329009号)によるほか、必要に応じて運用受託機関とも連絡をとりながら、的確な内容のものとしていく必要があること。



基本方針の作成又は変更に際しては、規則第84条の2第1項に規定する方法により加入者の意見を聴くこと。

② (略)

(2) ~ (4) (略)

5.、6. (略)

(別紙3) 申請書類一覧

② (略)

(2) ~ (4) (略)

5.、6. (略)

(別紙3) 申請書類一覧

(規約型企業年金)

Table with columns for document types (e.g., 規約承認申請書, 規約変更承認申請書) and rows for various items (A1 to A13, 規約(案), 労働組合, etc.). It details the required documents for each category in a (規約型企業年金).

(規約型企業年金)

Table with columns for document types (e.g., 規約承認申請書, 規約変更承認申請書) and rows for various items (A1 to A10, 規約(案), 労働組合, etc.). It details the required documents for each category in a (規約型企業年金).



(表の見方) (略)

(申請にあたっての注意事項)

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

給付減額理由書には、規則第5条のいずれの号に基づき給付の額の減額をするかを明記すること。規則第5条第5号又は第6号の理由に基づき給付の額を減額する場合には、給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類は不要である。

(別紙3・別添) (略)

(別紙4) 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純資産			
流動資産	(略)	(略)	(略)
	未収掛金		

(表の見方) (略)

(申請にあたっての注意事項) (略)

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

(別紙3・別添) (略)

(別紙4) 勘定科目説明

貸借対照表

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 純資産			
流動資産	(略)	(略)	(略)
	未収掛金		

固定資産	(略) 信託資産	未収標準掛金 未収特別掛金 未収リスク対応掛金 未収リスク分担型企業年金掛金 未収特例掛金 未収事務費掛金	(略)
		(略)	(略)
		年金信託 投資一任 共同運用事業	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 負債			
3. 基本金 (略)	(略)	(略)	(略)

(略)

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日

(年金経理)

至 平成 年 月 日

費 用 勘 定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		

固定資産	(略) 信託資産	未収標準掛金 未収特別掛金 未収特例掛金 未収事務費掛金	(略)
		(略)	(略)
		年金信託 投資一任	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 負債			
3. 基本金 (略)	(略)	(略)	(略)

(略)

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日

(年金経理)

至 平成 年 月 日

費 用 勘 定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		

1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)
運用損失	信託資産に係る 当期運用損失	年金信託 投資一任 <u>共同運用事業</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支 (略)	(略)	(略)	(略)
3. 負債の変動 (略)	(略)	(略)	(略)
4. 基本金 (略)	(略)	(略)	(略)

1. 経常収支 (略)	(略)	(略)	(略)
運用損失	信託資産に係る 当期運用損失	年金信託 投資一任	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支 (略)	(略)	(略)	(略)
3. 負債の変動 (略)	(略)	(略)	(略)
4. 基本金 (略)	(略)	(略)	(略)

収 益 勘 定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 経常収支 掛金等収入	掛金等収入	標準掛金収入 特別掛金収入 <u>リスク対応掛金</u> <u>収入</u> <u>リスク分担型企</u> <u>業年金掛金収入</u> 特例掛金収入	(略)

収 益 勘 定

大分類	中分類	小分類	摘要
科目	科目		
1. 経常収支 掛金等収入	掛金等収入	標準掛金収入 特別掛金収入 特例掛金収入 事務費掛金収入	(略)

(略)	(略)	事務費掛金収入 (略)	(略)
運用収益	信託資産に係る 当期運用収益	年金信託 投資一任 <u>共同運用事業</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支			
(略)	(略)	(略)	(略)
3. 負債の変動			
(略)	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
運用収益	信託資産に係る 当期運用収益	年金信託 投資一任	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 特別収支			
(略)	(略)	(略)	(略)
3. 負債の変動			
(略)	(略)	(略)	(略)
4. 基本金			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(別紙5)

企業年金基金監事監査規程要綱

1～12 (略)

(別紙5・様式1)、(別紙5・様式2) (略)

(別紙5・様式2・別紙)

(略)

(略)

(別紙5)

企業年金基金監事監査規程要綱

1～12 (略)

(別紙5・様式1)、(別紙5・様式2) (略)

(別紙5・様式2・別紙)

(略)

決算関係監査調書

(略)

1 (略)

2 事業報告書

事 項		内 容
適 用	企業、実施事業所及び加入者の概況	適・否
給 付	年金たる給付の裁定	適・否
	一時金たる給付の裁定	適・否
掛 金	標準掛金の納付	適・否
	特別掛金の納付	適・否
	リスク対応掛金の納付	適・否
	リスク分担型企業年金掛金の納付	適・否
	特例掛金の納付	適・否
資産運用	事務費掛金の納付	適・否
	資産構成割合 運用機関別資産残高 (自家運用の状況)	適・否 適・否 適・否

3～6 (略)

(別紙5・様式3) (略)

(別紙6)、(別紙7) (略)

様式A1～様式A10 (略)

決算関係監査調書

(略)

1 (略)

2 事業報告書

事 項		内 容
適 用	企業、実施事業所及び加入者の概況	適・否
給 付	年金たる給付の裁定	適・否
	一時金たる給付の裁定	適・否
掛 金	標準掛金の納付	適・否
	特別掛金の納付	適・否
	特例掛金の納付	適・否
	事務費掛金の納付	適・否
資産運用	資産構成割合 運用機関別資産残高 (自家運用の状況)	適・否 適・否 適・否

3～6 (略)

(別紙5・様式3) (略)

(別紙6)、(別紙7) (略)

様式A1～様式A10 (略)



様式 A11

(特別算定承認申請書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号  
住 所  
事業所名称  
事業主名称 印

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を越えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第3条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式 A11

(新設)

様式 A12

(特別算定方法変更承認申請書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号  
住 所  
事業所名称  
事業主名称 印

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式 A12

(新設)

様式 A13

(特別算定方法中止届出書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 規約番号  
住 所  
事業所名称  
事業主名称 印

特別算定方法中止届出書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

特別算定方法中止理由書

様式 B1～様式 B10 (略)

様式 A13

(新設)

様式 B1～様式 B10 (略)

様式 B11

(特別算定承認申請書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号  
住 所  
基金名称  
理事長名 印

特別算定承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の子測を越えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の子算方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第3条の規定に基づき、下記の子関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の子算方法の概要
2. 特別算定方法理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式 B11

(新設)

様式 B12

(特別算定方法変更承認申請書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号  
住 所  
基金名称  
理事長名 印

特別算定方法変更承認申請書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第4条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
2. 特別算定方法変更理由書
3. 財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類
4. その他必要な書類

様式 B12

(新設)

様式 B13

(特別算定方法中止届出書)

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者 基金番号  
住 所  
基金名称  
理事長名 印

特別算定方法中止届出書

標記について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の前測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）第5条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

特別算定方法中止理由書

様式 C1、様式 C2-ア (略)

様式 B13

(新設)

様式 C1、様式 C2-ア (略)

様式 C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

1. 給付の区分 ( ) <以下給付の区分ごとに作成すること。>

2. 給付の種類

- 老齢給付金  脱退一時金  遺族給付金  障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者  一部  
具体的な範囲 ( )

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時  
 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他 ( )  
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり  
具体的に ( )

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月到達時  
 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他 ( )

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位  年単位  その他 ( )

4. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法  
 令第24条第1項第2号の方法  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

- 定額  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

(再評価の指標)

- 規則第29条第1号  
 規則第29条第2号 具体的な指標 ( )  
 規則第29条第3号

令第24条第1項第4号の方法(※)

- 規則第25条第1号から第3号の方法  
 規則第25条第4号の方法(リスク分担型企業年金)

※ 令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

様式 C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

1. 給付の区分 ( ) <以下給付の区分ごとに作成すること。>

2. 給付の種類

- 老齢給付金  脱退一時金  遺族給付金  障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者  一部  
具体的な範囲 ( )

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時  
 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他 ( )  
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり  
具体的に ( )

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月到達時  
 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他 ( )

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位  年単位  その他 ( )

4. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法  
 令第24条第1項第2号の方法  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

- 定額  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

(再評価の方法)

5. 給付の額の改定

有  無

(額の改定の方法)

(額の改定の指標)

- 規則第29条第1号  
 規則第29条第2号 具体的な指標( )  
 規則第29条第3号

※ 規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標を上記に記載すること。

6. 給付の支給要件

給付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
障害給付金		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関することを記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

7. 規約の変更に伴う給付の額の減額 (規約変更時のみ)

- (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。  
 (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。  
 (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。  
 (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。  
 (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。  
 (6) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。  
 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

[備考]

(給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。)

5. 給付の額の改定

有  無

(額の改定の方法)

6. 給付の支給要件

給付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
障害給付金		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関することを記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

7. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額 (規約変更時のみ)

- (1) 規約の変更に伴い、総給付現価が減少する。  
 (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が規約の変更に伴い減少する。  
 (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。  
 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

[備考]

(給付の額の減額となる場合は、その内容を記載すること。)



様式 C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 給付の種類

- 老齢給付金       脱退一時金       遺族給付金

2. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者       一部  
具体的な範囲 ( )

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時  
 入社 年 月 経過時 または・かつ 満 歳 月 到達時  
 その他 ( )  
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり  
具体的に ( )

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月 到達時  
 加入 年 月 経過時 または・かつ 満 歳 月 到達時  
 その他 ( )

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位       年単位       その他 ( )

3. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法  
 令第24条第1項第2号の方法  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

- 令第24条第1項第3号の方法  
 定額  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

(再評価の指標)

- 規則第29条第1号  
 規則第29条第2号 具体的な指標 ( )  
 規則第29条第3号

令第24条第1項第4号の方法(※)

- 規則第25条第1号から第3号の方法

※ 令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

様式 C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. 給付の種類

- 老齢給付金       脱退一時金       遺族給付金

2. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者       一部  
具体的な範囲 ( )

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時  
 入社 年 月 経過時 または・かつ 満 歳 月 到達時  
 その他 ( )  
 選択制 (※選択時期が上記のいずれかを記載すること。)

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり  
具体的に ( )

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月 到達時  
 加入 年 月 経過時 または・かつ 満 歳 月 到達時  
 その他 ( )

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位       年単位       その他 ( )

3. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法  
 令第24条第1項第2号の方法  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

- 令第24条第1項第3号の方法  
 定額  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他 ( ) に規定される ( )  
 別途定めるポイント

(再評価の方法)

4. 給付の額の改定（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）に限る。）

有  無

（額の改定の方法）

（額の改定の指標）

- 規則第29条第1号  
 規則第29条第2号 具体的な指標（\_\_\_\_\_）  
 規則第29条第3号

※ 規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標を上記に記載すること。

5. 給付の支給要件

給付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金（1号）		
脱退一時金（2号）		
遺族給付金		

（注1）脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

（注2）「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関することを記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

- (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。  
 (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。  
 (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。  
 (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。  
 (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。  
 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

【備考】

（給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。）

4. 給付の額の改定（受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）に限る。）

有  無

（額の改定の方法）

5. 給付の支給要件

給付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金（1号）		
脱退一時金（2号）		
遺族給付金		

（注1）脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

（注2）「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関することを記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

- (1) 規約の変更に伴い、総給付現価が減少する。  
 (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る給付現価が規約の変更に伴い減少する。  
 (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。  
 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

【備考】

（給付の額の減額となる場合は、その内容を記載すること。）

様式 C2-エ、様式 C3-ア (略)

様式 C3-イ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)

区分	給付区分	区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金		
	特別掛金		
	予定償却完了日		
	リスク対応掛金		
	予定拠出完了日		
規 約 上 掛 金	標準掛金		
	うち加入者負担分		
	特別掛金		
	うち加入者負担分		
	リスク対応掛金		
うち加入者負担分			
特例掛金			
うち加入者負担分			
数 理 債 務			
特別掛金収入現価			
リスク対応掛金収入現価			
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
【備考】			

(注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(様式 C3-ウ、エ、オにおいて同じ。)

(注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

(注4) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。

(注5) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。

(注6) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合には、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。

様式 C2-エ、様式 C3-ア (略)

様式 C3-イ 総括表 (掛金の計算の基礎を示した書類)

区分	給付区分	区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金		
	特別掛金		
	予定償却完了日		
	特例掛金		
	予定償却完了日		
規 約 上 掛 金	標準掛金		
	うち加入者負担分		
	特別掛金		
	うち加入者負担分		
	特例掛金		
うち加入者負担分			
数 理 債 務			
特別掛金収入現価			
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
【備考】			

(注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(様式 C3-ウ、エ、オにおいて同じ。)

(注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。

(注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。

様式 C3-ウ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		

[備考]

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 「備考」欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式 C3-ウ 掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率(%) (※)		
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)		
受給者及び待期者(※)		
障害給付金受給者		
計算上の平均脱退率(%) (※)		
最終年齢(歳) (※)		
昇給指数		
(ア) 平均上昇率(%)		
(イ) ペア率(%)		
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数(人)		
(イ) 加入年齢(歳)		
(ウ) 給与額(円)		
(エ) 平均加入期間(年)		
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数(人) (※)		
(イ) 平均年齢(歳) (※)		
(ウ) 平均給与額(円)		
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間(年)		

[備考]

(注) 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない((※)は必須)ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給付現価	合計(②±③±④)	①	
	通常予測給付現価(③～⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者(将来分)	④	
	現在加入者(過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待期者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a～(c)) 利差損(a) 脱退差損(b) 昇給差損(c)	⑩
給与現価	計(⑩、⑪)	⑪	
	現在加入者 将来加入者	⑫ ⑬	
標準掛金率(数理上)		⑭	
標準掛金率(規約上)		⑮	
標準掛金収入現価(⑩×⑮)		⑯	
数理債務(②±⑩±⑬)		⑰	
数理上資産額		⑱	
うち、別途積立金として留保する額		⑲	
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑱-⑲-⑳±㉑±㉒)		㉑	
特別掛金収入現価		㉒	
リスク対応掛金収入現価		㉓	
追加拠出可能額現価 (①-⑱-⑲-⑳±㉑±㉒±㉓±㉔) ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額		㉔	
特別掛金(㉑に係る分、規約上) (予定償却期間 年月)		㉕	
リスク対応掛金(規約上) (予定拠出期間 年月)		㉖	
特例掛金(⑩に係る分、規約上) (予定償却期間 年月)		㉗	
[備考]			

- (注) 1. ⑱は、原則として⑭の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。  
 4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B	
給付現価	合計(②～⑧)	①		
	将来加入者	②		
	現在加入者(将来分)	③		
	現在加入者(過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	待期者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a～(c)) 利差損(a) 脱退差損(b) 昇給差損(c)	⑧	
	給与現価	計(⑩、⑪)	⑨	
		現在加入者 将来加入者	⑩ ⑪	
標準掛金(数理上)		⑫		
標準掛金(規約上)		⑬		
標準掛金収入現価(⑨×⑬)		⑭		
数理債務(①±⑩)		⑮		
数理上資産額		⑯		
うち、別途積立金として留保する額		⑰		
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		⑱		
未償却過去勤務債務残高(⑯-⑰-⑱±㉒±㉓)		㉒		
特別掛金(⑯に係る分、規約上) (予定償却期間 年月)		㉓		
特例掛金(⑧に係る分、規約上) (予定償却期間 年月)		㉔		
[備考]				

- (注) 1. ⑱は、原則として⑫の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。  
 2. 数理上資産額は、純資産額(流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額)に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。  
 3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(特別算定方法以外))

(新設)

		区分A	区分B
通常	予測給付現価	①	
リスク対象資産	合計 (③～⑧)	②	
	国内債券	③	
	国内株式	④	
	外国債券	⑤	
	外国株式	⑥	
	一般勘定	⑦	
	短期資産	⑧	
その他の資産		⑨	
財政悪化リスク相当額	補正後合計 (⑩×MIN(①, ②+⑨)÷②)	⑩	
	単純合計 (⑫～⑰)	⑪	
	国内債券 (③×5%)	⑫	
	国内株式 (④×50%)	⑬	
	外国債券 (⑤×25%)	⑭	
	外国株式 (⑥×50%)	⑮	
	一般勘定 (⑦×0%)	⑯	
	短期資産 (⑧×0%)	⑰	

[備考]

(注) ⑨/(②+⑨)が20%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(特別算定方法以外))

		区分A	区分B
定常状態における積立金		①	
資産の構成割合	合計 ( ③ ~ ⑧ )	②	%
	国内債券	③	%
	国内株式	④	%
	外国債券	⑤	%
	外国株式	⑥	%
	一般勘定	⑦	%
	短期資産	⑧	%
	その他の資産	⑨	%
補正後合計 ( ⑩ × 100 % / ② )		⑩	
合計 ( ⑫ ~ ⑰ )		⑪	
資産に係るリスク	国内債券 ( ① × ③ × 5 % )	⑫	
	国内株式 ( ① × ④ × 50 % )	⑬	
	外国債券 ( ① × ⑤ × 25 % )	⑭	
	外国株式 ( ① × ⑥ × 50 % )	⑮	
	一般勘定 ( ① × ⑦ × 0 % )	⑯	
	短期資産 ( ① × ⑧ × 0 % )	⑰	
予定利率低下リスク		⑱	
財政悪化リスク相当額 ( ⑩ + ⑱ )		⑲	

[備考]

- (注) 1. 資産の構成割合は、政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた資産の構成割合とすること。  
 2. ⑨が10%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

(新設)

3. 財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)

(自由様式)

様式 C3-エ (略)

(新設)

様式 C3-エ (略)



様式 C3-オ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式(※)	
予定利率(%) (※)	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) (※)	
(イ) 平均年齢 (歳) (※)	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない（(※)は必須）ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 「備考」欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

(略)

C4-ア (略)

様式 C3-オ 掛金計算基礎（掛金の計算の基礎を示した書類（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式(※)	
予定利率(%) (※)	
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数 (人) (※)	
(イ) 平均年齢 (歳) (※)	
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法(※)	
(イ) 平滑化期間 (年)	
[備考]	

(注) 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない（(※)は必須）ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

(略)

C4-ア (略)

様式 C4-イ 総括表 (財政再計算報告書)

給付区分		区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	予定拠出完了日	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	リスク対応掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
うち加入者負担分	( )	( )	
数 理 債 務		( )	( )
特別掛金収入現価		( )	( )
リスク対応掛金収入現価		( )	( )
特例掛金収入現価			
数 理 上 資 産 額			
【備考】			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。)
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間を記載すること。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。
- (注5) 「リスク対応掛金」の予定拠出完了日は、「特別掛金」の予定償却完了日より後の日付とすること。
- (注6) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。
- (注7) 特別掛金及びリスク対応掛金は、掛金の拠出方法の概要を備考に記載し、リスク分担型企業年金の場合には、予定償却完了日又は予定拠出完了日までの各期の掛金を記載すること。
- (注8) リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。

様式 C4-イ 総括表 (財政再計算報告書)

給付区分		区分A	区分B
数 理 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
	予定償却完了日	( )	( )
規 約 上 掛 金	標準掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特別掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
	特例掛金	( )	( )
	うち加入者負担分	( )	( )
数 理 債 務		( )	( )
特別掛金収入現価		( )	( )
特例掛金収入現価		( )	( )
数 理 上 資 産 額			
【備考】			

- (注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(様式C4-ウ、エ、オにおいて同じ。)
- (注2) 「特例掛金」は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。
- (注3) 中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を備考欄に記載すること。
- (注4) 法第82条の2第4項の「使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合」として規則第96条の5第2号の場合を適用する場合には、積立金の一部を移換することに伴い減少する数理債務等の額及び減少する積立金の額を備考欄に記載すること。

様式 C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率 (%) (※)	( )	( )
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	( )	( )
受給者及び待期者(※)	( )	( )
障害給付金受給者	( )	( )
計算上の平均脱退率 (%) (※)	( )	( )
最終年齢 (歳) (※)	( )	( )
昇給指数		
(ア) 平均上昇率 (%)	( )	( )
(イ) ベア率 (%)	( )	( )
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数 (人)	( )	( )
(イ) 加入年齢 (歳)	( )	( )
(ウ) 給与額 (円)	( )	( )
(エ) 平均加入期間 (年)	( )	( )
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数 (人) (※)	( )	( )
(イ) 平均年齢 (歳) (※)	( )	( )
(ウ) 平均給与額 (円)	( )	( )
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間 (年)		

[備考]

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 「備考」欄に規則第43条第2項第1号の積立金の運用収益の長期の予測を記載すること。

様式 C4-ウ 掛金計算基礎 (財政再計算報告書)

1. 基礎率等

	区分A	区分B
財政方式(※)		
予定利率 (%) (※)	( )	( )
基準死亡率に乗じた率		
加入者(※)	( )	( )
受給者及び待期者(※)	( )	( )
障害給付金受給者	( )	( )
計算上の平均脱退率 (%) (※)	( )	( )
最終年齢 (歳) (※)	( )	( )
昇給指数		
(ア) 平均上昇率 (%)	( )	( )
(イ) ベア率 (%)	( )	( )
計算上の新規加入者		
(ア) 加入者数 (人)	( )	( )
(イ) 加入年齢 (歳)	( )	( )
(ウ) 給与額 (円)	( )	( )
(エ) 平均加入期間 (年)	( )	( )
計算基準日における加入者		
(ア) 加入者数 (人) (※)	( )	( )
(イ) 平均年齢 (歳) (※)	( )	( )
(ウ) 平均給与額 (円)	( )	( )
積立金の額の評価方法		
(ア) 積立金の額の評価方法(※)		
(イ) 平滑化期間 (年)		

[備考]

(注) 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない ((※)は必須) ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B
給付現価	合計 (②±⑨±⑩)	①	
	通常予測給付現価 (③～⑧)	②	
	将来加入者	③	
	現在加入者 (将来分)	④	
	現在加入者 (過去分)	⑤	
	年金受給者	⑥	
	待 期 者	⑦	
	その他の受給者	⑧	
	財政悪化リスク相当額	⑨	
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計(a)～(c)	⑩
	利 差 損 (a)		
	脱 退 差 損 (b)		
	昇 給 差 損 (c)		
給 与 現 価	計(⑫、⑬)	⑪	
	現在加入者	⑫	
	将来加入者	⑬	
標準掛金率 (数理上)		⑭	
標準掛金率 (規約上)		⑮	
標準掛金収入現価 (⑪×⑮)		⑯	
数理債務 (②±⑩±⑭)		⑰	
数 理 上 資 産 額		⑱	
	うち、別途積立金として留保する額	⑲	
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑳	
未償却過去勤務債務残高(⑰-⑱-⑲±⑳)		㉑	
特別掛金収入現価		㉒	
リスク対応掛金収入現価		㉓	
追加拠出可能額現価 (①-⑱-⑲-㉒-㉓±⑳±㉑±㉒±㉓±㉔) ただし負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額		㉔	
特別掛金 (㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉕	
リスク対応掛金 (規約上) (予定拠出期間 年 月)		㉖	
特例掛金 (㉔に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉗	
[備考]			

- (注) 1. ⑱は、原則として⑱の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。
2. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。
4. リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務及び未償却過去勤務債務残高は記載しないこと。
5. リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。

2. 掛金率算定表

		区分A	区分B	
給付現価	合計 (②～⑧)	①		
	将来加入者	②		
	現在加入者 (将来分)	③		
	現在加入者 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	待 期 者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	次回の財政再計算時の積立不足の見込額	合計 (a)～(c)	⑧	
		利 差 損 (a)		
		脱 退 差 損 (b)		
	昇 給 差 損 (c)			
給 与 現 価	計 (⑩、⑪)	⑨		
	現在加入者	⑩		
	将来加入者	⑪		
標準掛金 (数理上)		⑫		
標準掛金 (規約上)		⑬		
標準掛金収入現価 (⑨×⑬)		⑭		
数理債務 (①-⑭)		⑮		
数 理 上 資 産 額		⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
未償却過去勤務債務残高(⑮-⑱-⑰+⑱+⑲)		⑲		
特別掛金 (⑲に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		⑳		
特例掛金 (⑱に係る分、規約上) (予定償却期間 年 月)		㉑		
[備考]				

- (注) 1. ⑱は、原則として⑱の標準掛金率を四捨五入により端数処理したものとす。
2. 数理上資産額は、純資産額 (流動資産及び固定資産の合計額から流動負債及び支払備金の合計額を控除した額) に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額とする。
3. 特例掛金の予定償却期間は、次回財政再計算までの期間であることとする。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金(特別算定方法以外))

(新設)

		区分A	区分B
通常	予測給付現価	①	
リスク対象資産	合計 (③～⑧)	②	
	国内債券	③	
	国内株式	④	
	外国債券	⑤	
	外国株式	⑥	
	一般勘定	⑦	
	短期資産	⑧	
その他の資産		⑨	
財政悪化リスク相当額	補正後合計 (⑩×MIN(①, (②+⑨))/②)	⑩	
	単純合計 (⑫～⑰)	⑪	
	国内債券 (③×5%)	⑫	
	国内株式 (④×50%)	⑬	
	外国債券 (⑤×25%)	⑭	
	外国株式 (⑥×50%)	⑮	
	一般勘定 (⑦×0%)	⑯	
	短期資産 (⑧×0%)	⑰	

[備考]

(注) ⑨/(②+⑨)が20%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(特別算定方法以外))

		区分A	区分B
定常状態における積立金		①	
資産の構成割合	合計 ( ③ ~ ⑧ )	②	%
	国内債券	③	%
	国内株式	④	%
	外国債券	⑤	%
	外国株式	⑥	%
	一般勘定	⑦	%
	短期資産	⑧	%
	その他の資産	⑨	%
補正後合計 ( ⑩ × 100 % / ② )		⑩	
合計 ( ⑫ ~ ⑰ )		⑪	
資産に係るリスク	国内債券 ( ① × ③ × 5 % )	⑫	
	国内株式 ( ① × ④ × 50 % )	⑬	
	外国債券 ( ① × ⑤ × 25 % )	⑭	
	外国株式 ( ① × ⑥ × 50 % )	⑮	
	一般勘定 ( ① × ⑦ × 0 % )	⑯	
	短期資産 ( ① × ⑧ × 0 % )	⑰	
予定利率低下リスク		⑱	
財政悪化リスク相当額 ( ⑩ + ⑱ )		⑲	

[備考]

- (注) 1. 資産の構成割合は、政策的資産構成割合に基づき合理的に定めた資産の構成割合とすること。  
 2. ⑨が10%以上となる場合は、特別算定方法を用いること。

(新設)

3. 財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)

(自由様式)

様式 C4-ウ'、様式 C4-エ (略)

(新設)

様式 C4-ウ'、様式 C4-エ (略)

様式 C4-オ 掛金計算基礎（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式(※)	
予定利率(%) (※)	( )
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数(人) (※)	( )
(イ) 平均年齢(歳) (※)	( )
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法(※)	
(イ) 平滑化期間(年)	
[備考]	

(注) 1. 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない（(※)は必須）ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

2. 「備考」欄に予定利率の設定の根拠を記載すること。

(略)

様式 C4-カ～様式 C5-イ (略)

様式 C4-オ 掛金計算基礎（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））

1. 基礎率等

財政方式(※)	
予定利率(%) (※)	( )
計算基準日における加入者	
(ア) 加入者数(人) (※)	( )
(イ) 平均年齢(歳) (※)	( )
積立金の額の評価方法	
(ア) 積立金の額の評価方法(※)	
(イ) 平滑化期間(年)	

[備考]

(注) 財政計算に用いた計算基礎以外は記載する必要はない（(※)は必須）ものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。

(略)

様式 C4-カ～様式 C5-イ (略)



平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

実施事業所数	
--------	--

(単位:人)

加入者数	( )
------	-----

※ ( ) 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一 時 金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一 時 金		
遺 族 給 付	年 金		
	一 時 金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
リ ス ク 分 担 型 企 業 年 金 以 外 の 企 業 年 金	標準掛金					
	特別掛金					
	リスク対応掛金					
リスク分担型企業年金掛金						
特 例 掛 金						
事 務 費 掛 金						
(再掲)加入者負担分						

4. 年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

平成 年 月 日

規約型企業年金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

規約番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

実施事業所数	
--------	--

(単位:人)

加入者数	( )
------	-----

※ ( ) 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一 時 金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一 時 金		
遺 族 給 付	年 金		
	一 時 金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標 準 掛 金					
特 別 掛 金					
特 例 掛 金					
事 務 費 掛 金					

4. 年金通算状況

	移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金	
	確定給付企業年金	
年金給付等積立金・積立金	企業年金連合会	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								100.0

※小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
%	%	%	

※小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。	資産運用委員会の設置	有	無
--------------------	------------	---	---

策定日： 年 月 日

(2) 資産別残高及び資産構成割合

(単位：百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート エクイティ	コモディティ (商品)	その他	合計
時価総額						

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、CBアービトラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド
不動産	国内不動産私募ファンド、海外不動産私募ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフューチャーズ、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

(3) 運用機関別資産残高等

(単位：百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行		生命保険		金融商品取引業者	
○信託銀行		○生命保険		○投資顧問	
内訳		内訳		内訳	

※ 内訳欄は、適宜増やすこと。

農業協同組合連合会	資産合計	共同運用事業	資産合計
-----------	------	--------	------

総幹事会社名	
運用コンサルタント会社名	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合							100.0

※小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク
%	%

※小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。	
--------------------	--

策定日： 年 月 日

(2) 資産別残高及び資産構成割合

(単位：百万円、%)

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	○○○	○○○	○○○	短期資産	合計
時価総額					

※ 欄は適宜増やすこと。

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

(3) 運用機関別資産残高

(単位：百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行		生命保険		金融商品取引業者	
○信託銀行		○生命保険		○投資顧問	
内訳		内訳		内訳	

農業協同組合連合会	資産合計
-----------	------

※各欄は、適宜増やすこと。

(単位:百万円、%)

区分	時価金額	構成割合(%)
バランス型運用計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内債券パッシブ計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内債券その他計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内株式パッシブ計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内株式その他計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国債券パッシブ計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国債券その他計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国株式パッシブ計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国株式その他計		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
一般勘定計		
内訳		
〇〇生命保険		
農業協同組合連合会		
その他		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
資産合計		100.0

※1 内訳欄は、適宜増やすこと。

※2 共同運用事業に係る資産は含めない。

記載上の注意

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今事業年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今事業年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今事業年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄は「－」とすること。

3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今事業年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前事業年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度にかかわらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
  - 資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
  - その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今事業年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。
- (3) 「不納欠損額」欄には、今事業年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記

記載上の注意

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該規約型企業年金を実施している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。

3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度に関わらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
  - 資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
  - その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。
- (3) 「不納欠損額」欄には、今年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入す

入すること。

(4) 「未納額」欄には、次により記入すること。

「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」

(5) 「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」欄は、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合に、「リスク分担型企業年金掛金」欄は、リスク分担型企業年金の場合に記載すること。

(6) 「(再掲)加入者負担分」欄には、掛金総額のうち加入者が負担した分を再掲として記入すること。

#### 4. 年金通算状況

「件数」欄には、今事業年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

#### 5. 資産運用状況

##### 1 政策的資産構成割合等

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り、共同運用事業に係る資産を含む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2) 「期待収益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待収益率及びリスクを記入すること。

(3) 「予定利率」欄には、今事業年度末現在における直近の財政計算で用いた予定利率を記載すること。ただし、複数の予定利率を用いている場合には、通常予測給付現価から掛金収入現価（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額の現価に相当する額）を控除した額で加重平均した値を記入すること。

(4) 「調整率」欄には、リスク分担型企業年金の場合に、当該事業年度末に適用されている調整率を記入すること。

ること。

(4) 「未納額」欄には、次により記入すること。

「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」

#### 4. 年金通算状況

「件数」欄には、今年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

#### 5. 資産運用状況

##### 1 政策的資産構成割合

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り、

(2) 「期待収益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待収益率及びリスクを記入すること。

(5) 「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

## 2 資産別残高及び資産構成割合

(1) 事業年度末日における資産の時価総額（共同運用事業に係る資産を含む。）について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）の別表備考に規定する区分に従い、記入すること。

(3) 「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

## 2 資産別残高及び資産構成割合

事業年度末日における資産の時価総額（各資産の先物・オプション等の評価損益及び未収収益を含む。）について記載することとし、その記載方法は、次のとおり。

(1) 「国内債券」の項には、次の資産の額（生命保険会社の特別勘定第一特約（以下「第一特約」という。）に係る資産については、基準価格。以下同じ。）の合計額及び割合を記入すること。

① 国債、地方債、特別の法律により発行する債券及び社債（新株予約権付社債（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）による改正前の商法の規定による転換社債又は新株引受権付社債を含む。以下同じ。）を除く。）

② 非居住者円貨建債券（新株予約権付社債を除く。）

③ 主として①及び②の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券

④ 主として①及び②の資産に運用する年金投資基金信託の受益権

⑤ 第一特約のうち主として①及び②の資産に運用する特別勘定に係る資産

⑥ ①から⑤までの資産に準ずる資産

⑦ 第一特約のうち資産の種類を特定しない特別勘定（以下「第一特約総合口」という。）に係る資産であって、①、②、③及び⑥の資産に運用されている資産

(2) 「新株予約権付社債」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

① 新株予約権付社債

② 非居住者円貨建債券（新株予約権付社債に限る。）

③ 主として①及び②の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券

④ 主として①及び②の資産に運用する年金投資基金信託の受益権

⑤ 第一特約のうち主として①及び②の資産に運用する特別勘定に係る資産

⑥ ①から⑤までの資産に準ずる資産

⑦ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②、③及び⑥の資産に運用されている資産

(3) 「国内株式」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 株式、新株引受権証書、新株予約権証券及び特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(4) 「外国債券」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 外国の通貨をもって表示される債券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(5) 「外国株式」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 外国の通貨をもって表示される株式、新株引受権証書及び新株予約権証券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(6) 「一般勘定」の項には、生命保険会社並びに農業協同組合連合会の一般勘定の資産の額（当該契約に係る責任準備金の額をいう。）及び割合を記入すること。

(7) 「その他資産」の項には、(1)から(6)以外の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

(8) 「その他資産」について、具体的にその内訳（資産の額）を備考欄に記入する

(2) 「その他資産」について、区分表に従い、その内訳（資産の額）を備考欄に記

入すること。

こと。

(9) 事業主より払い込まれた年金信託契約及び年金特定信託契約に係る拠出金並びに確定給付企業年金保険契約に係る保険料の額又は他契約から拠出された給付費等への支払金であって、総幹事又は副幹事等が他契約への配布又は給付の支払いを完了していない資産は、「その他資産」の「短期資産」に含むこと。

(10) 不動産等事業年度の末日における時価の把握が困難な資産については、直近の時価によることとし、それが困難な場合には、簿価によることとしても差し支えないこと。

(11) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入して記入すること。

### 3 運用機関別資産残高等

(1) 「総幹事会社名」欄には、制度全体の取りまとめを行う運用受託機関を記入すること。

(2) 「運用コンサルタント会社名」欄には、運用コンサルタント契約を結んでいる場合に、記入すること。複数社と契約を結んでいる場合は、主たる契約会社を記入すること。

(3) 「バランス型運用」の項には、資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式等に分散して運用する商品（例えば、信託銀行、生命保険会社（特別勘定）、金融商品取引業者によるバランス型運用）を、採用商品毎に記入すること。

(4) 「パッシブ」の項には、各資産市場の収益率を示す指数（Nomura-BPI、東証株価指数（TOPIX）、シティグループ世界国債インデックス、MSCI-Kokusai 等（規模別、地域別指数等を含む））に連動した収益を獲得することを運用目標としている商品（信託銀行の合同口、生命保険会社特別勘定の特化型運用を含む）を、採用商品毎に記入すること。



様式 C6-イ

平成 年 月 日

企業年金基金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

基金番号

企業年金基金

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	
--------	--

加入者数	( )
------	-----

※ ( ) 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一 時 金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一 時 金		
遺 族 給 付	年 金		
	一 時 金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

		納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
リ ス ク 分 担 型 企 業 年 金 以 外 企 業	標準掛金					
	特別掛金					
	リスク対応掛金					
リスク分担型企業年金掛金						
特 例 掛 金						
事 務 費 掛 金						
(再掲)加入者負担分						

4. 年金通算状況

		移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金		
	確定給付企業年金		
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金		
	確定給付企業年金		
年金給付等積立金・積立金		企業年金連合会	

様式 C6-イ

平成 年 月 日

企業年金基金事業報告書

(決算日 平成 年 月 日)

基金番号

企業年金基金

1. 適用状況

実施事業所数及び加入者数

(単位:人)

実施事業所数	
--------	--

加入者数	( )
------	-----

※ ( ) 内は前年度末現在の加入者数

2. 給付状況

件数及び金額

		件数	金額(円)
老 齢 給 付	年 金		
	一 時 金		
脱 退 一 時 金			
障 害 給 付	年 金		
	一 時 金		
遺 族 給 付	年 金		
	一 時 金		

3. 掛金拠出状況

(単位:円、%)

	納付決定額①	納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
標 準 掛 金					
特 別 掛 金					
特 例 掛 金					
事 務 費 掛 金					

4. 年金通算状況

		移換元	件数
脱退一時金相当額	厚生年金基金		
	確定給付企業年金		
権利義務承継 (老齢給付)	厚生年金基金		
	確定給付企業年金		
年金給付等積立金・積立金		企業年金連合会	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合等

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	合計
構成割合								100.0

※小数点第2位を四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク	予定利率	調整率
%	%	%	

※小数点第3位を四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。	資産運用委員会の設置	有	無
策定日： 年 月 日			

(2) 全体資産

①資産別残高及び資産構成割合

(単位：百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	ヘッジファンド	不動産	プライベート・エクイティ	コモディティ(商品)	その他	合計
時価総額						

区分表

種類	内容
ヘッジファンド	ファンド・オブ・ヘッジファンズ、株式マーケットニュートラル、株式ロング・ショート、債券アービトラージ、(CBアードラージ、グローバルマクロ、イベントドリブン、マルチストラテジー、その他のヘッジファンド)
不動産	国内不動産私設ファンド、海外不動産私設ファンド、国内REIT、米国REIT、グローバルREIT(米国以外の単一REITを含む。)、その他の不動産
プライベート・エクイティ	ベンチャー・キャピタル、バイアウト、ディストレスト、その他のプライベート・エクイティ
コモディティ(商品)	商品ファンド、その他のコモディティ
その他	ハイールド債、CLO、CDO、インフラストラクチャー、保険リンク証券、マネージドフォワード、その他のオルタナティブ、その他の投資商品

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

②運用機関別資産残高等

(単位：百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行		生命保険		金融商品取引業者	
内訳		内訳		内訳	
○信託銀行		○生命保険		○投資顧問	

※内訳欄は、適宜増やすこと。

	資産合計		資産合計		資産合計
農業協同組合連合会		自家運用		共同運用事業	

総幹事会社名	
運用コンサルタント会社名	

5. 資産運用状況

(1) 政策的資産構成割合

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合							100.0

※小数点第2位四捨五入とし、設定しない場合は「-」を記入すること。

期待収益率	リスク
%	%

※小数点第3位四捨五入。

未策定の場合は右欄に○印を付すこと。	
策定日： 年 月 日	

(2) 全体資産

①資産別残高及び資産構成割合

(単位：百万円、%)

	国内債券	新株予約権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	資産合計
時価総額								
(うち自家運用)								
構成割合								100.0

(備考)

その他資産の内訳

	○○○	○○○	○○○	短期資産	合計
時価総額					

※ 欄は適宜増やすこと。

※ 構成割合は、小数点第2位を四捨五入。

②運用機関別資産残高

(単位：百万円)

	資産合計		資産合計		資産合計
信託銀行		生命保険		金融商品取引業者	
内訳		内訳		内訳	
○信託銀行		○生命保険		○投資顧問	

	資産合計		資産合計
農業協同組合連合会		自家運用	

※各欄は、適宜増やすこと。

(単位:百万円、%)

区分	時価金額	構成割合(%)
バランス型運用社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内債券パッシブ社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内債券その他社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内株式パッシブ社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
国内株式その他社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国債券パッシブ社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国債券その他社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国株式パッシブ社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
外国株式その他社		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
一般勘定社		
内訳		
〇〇生命保険		
農業協同組合連合会		
その他		
内訳		
〇〇信託銀行		
〇〇生命保険		
〇〇投資顧問		
資産合計		100.0

※1 内訳欄は、適宜増やすこと。

※2 自家運用及び共同運用事業に係る資産は含めない。

(略)

(新設)

(略)

## 記載上の注意

### 1. 適用状況

#### 実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該基金に加入している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

### 2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今事業年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今事業年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今事業年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄は「—」とすること。

### 3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今事業年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前事業年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度にかかわらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
  - 資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
  - その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今事業年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。

## 記載上の注意

### 1. 適用状況

#### 実施事業所数及び加入者数

- (1) 「実施事業所数」欄には、今事業年度末現在において当該基金に加入している適用事業所の数を記入すること。
- (2) 「加入者数」欄には、今事業年度末現在の加入者数を記入すること。なお、括弧内には、前年度末の加入者数を記入すること。

### 2. 給付状況

- (1) 「年金」の「件数」欄には、今年度末における受給者（受給待期中の者は除く。以下同じ。）の数を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (2) 「年金」の「金額（円）」欄には、(1)に該当する受給者の今年度末の年金額の合計を記入すること。
- (3) 「一時金」の「件数」欄には、今年度中に裁定された件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。
- (4) 「一時金」の「金額（円）」欄には、(3)に該当する支給額の合計を記入すること。
- (5) 設けていない給付については、「件数」及び「金額（円）」の欄を斜線とすること。

### 3. 掛金拠出状況

- (1) 「納付決定額」欄には、今年度中に債権が確定した掛金額の累計に、前年度までの未納額を合算した額を記入すること。なお、掛金の対象年度に関わらず、当該事業年度中に債権が確定した額を対象とすること。また、債権は以下のときに確定したものと扱うこと。
  - 資産管理運用機関等が事業主に拠出額を通知したとき
  - その他事業主が拠出額を決定したとき
- (2) 「納付済額」欄には、今年度中に納付された掛金額の累計を記入すること。

(3) 「不納欠損額」欄には、今事業年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。

(4) 「未納額」欄には、次により記入すること。

「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」

(5) 「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」欄は、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合に、「リスク分担型企業年金掛金」欄は、リスク分担型企業年金の場合に記載すること。

(6) 「(再掲)加入者負担分」欄には、掛金総額のうち加入者が負担した分を再掲として記入すること。

#### 4. 年金通算状況

「件数」欄には、今事業年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

#### 5. 資産運用状況

##### 1 政策的資産構成割合等

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り、共同運用事業に係る資産を含む。）。なお、政策的資産構成割合を定めている区分が報告様式の区分と異なる場合には、政策的資産構成割合に基づき報告様式の区分による構成割合を合理的に定めること。

(2) 「期待収益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待収益率及びリスクを記入すること。

(3) 「予定利率」欄には、今事業年度末現在における直近の財政計算で用いた予定利率を記載すること。ただし、複数の予定利率を用いている場合には、通常予測給付現価から掛金収入現価（標準掛金額及び補足掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額の現価に相当する額）を控除した額で加重平均した値を記入すること。

(4) 「調整率」欄には、リスク分担型企業年金の場合に、当該事業年度末に適用さ

(3) 「不納欠損額」欄には、今年度中に不納欠損処分にした掛金額の累計を記入すること。

(4) 「未納額」欄には、次により記入すること。

「未納額」＝「納付決定額」－「納付済額」－「不納欠損額」

#### 4. 年金通算状況

「件数」欄には、今年度中に受け入れた脱退一時金相当額等の件数の累計を記入すること。なお、1人を1件とする。

#### 5. 資産運用状況

##### 1 政策的資産構成割合

(1) 「構成割合」欄には、今事業年度末現在における直近の確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第1号に定める「長期にわたり維持すべき資産の構成割合（以下「政策的資産構成割合」という）」を記入すること（但し、定めている場合に限り）。

(2) 「期待収益率」欄及び「リスク」欄には、(1)の「政策的資産構成割合」の基となる期待収益率及びリスクを記入すること。

れている調整率を記入すること。

(5) 「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

## 2 資産別残高及び資産構成割合

(1) 事業年度末日における資産の時価総額（共同運用事業に係る資産を含む。）について、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）の別表備考に規定する区分に従い、記入すること。

(3) 「策定日」欄には、(1)の「構成割合」を策定した日付を記入すること。

## 2 資産別残高及び資産構成割合

事業年度末日における資産の時価総額（各資産の先物・オプション等の評価損益及び未収収益を含む。）について記載することとし、その記載方法は、次のとおり。

(1) 「国内債券」の項には、次の資産の額（生命保険会社の特別勘定第一特約（以下「第一特約」という。）に係る資産については、基準価格。以下同じ。）の合計額及び割合を記入すること。

① 国債、地方債、特別の法律により発行する債券及び社債（新株予約権付社債（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）による改正前の商法の規定による転換社債又は新株引受権付社債を含む。以下同じ。）を除く。）

② 非居住者円貨建債券（新株予約権付社債を除く。）

③ 主として①及び②の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券

④ 主として①及び②の資産に運用する年金投資基金信託の受益権

⑤ 第一特約のうち主として①及び②の資産に運用する特別勘定に係る資産

⑥ ①から⑤までの資産に準ずる資産

⑦ 第一特約のうち資産の種類を特定しない特別勘定（以下「第一特約総合口」という。）に係る資産であって、①、②、③及び⑥の資産に運用されている資産

(2) 「新株予約権付社債」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

① 新株予約権付社債

② 非居住者円貨建債券（新株予約権付社債に限る。）

③ 主として①及び②の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券

④ 主として①及び②の資産に運用する年金投資基金信託の受益権

⑤ 第一特約のうち主として①及び②の資産に運用する特別勘定に係る資産

⑥ ①から⑤までの資産に準ずる資産

⑦ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②、③及び⑥の資産に運用されて

いる資産

(3) 「国内株式」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 株式、新株引受権証書、新株予約権証券及び特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(4) 「外国債券」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 外国の通貨をもって表示される債券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(5) 「外国株式」の項には、次の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

- ① 外国の通貨をもって表示される株式、新株引受権証書及び新株予約権証券
- ② 主として①の資産に運用する証券投資信託の受益証券又は投資証券
- ③ 主として①の資産に運用する年金投資基金信託の受益権
- ④ 第一特約のうち主として①の資産に運用する特別勘定に係る資産
- ⑤ ①から④までの資産に準ずる資産
- ⑥ 第一特約総合口に係る資産であって、①、②及び⑤の資産に運用されている資産

(6) 「一般勘定」の項には、生命保険会社並びに農業協同組合連合会の一般勘定の資産の額(当該契約に係る責任準備金の額をいう。)及び割合を記入すること。

(7) 「その他資産」の項には、(1)から(6)以外の資産の額の合計額及び割合を記入すること。

(2) 「その他資産」について、区分表に従い、その内訳（資産の額）を備考欄に記入すること。

(8) 「その他資産」については、具体的にその内訳（資産の額）を備考欄に記入すること。

(9) 基金より払い込まれた年金信託契約及び年金特定信託契約に係る拠出金並びに確定給付企業年金保険契約に係る保険料の額又は他契約から拠出された給付費等への支払金であって、総幹事又は副幹事等が他契約への配布又は給付の支払いを完了していない資産は、「その他資産」の「短期資産」に含むこと。

(10) 不動産等事業年度の末日における時価の把握が困難な資産については、直近の時価によることとし、それが困難な場合には、簿価によることとしても差し支えないこと。

(11) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入して記入すること。

### 3 運用機関別資産残高等

(1) 「総幹事会社名」欄には、制度全体の取りまとめを行う運用受託機関を記入すること。

(2) 「運用コンサルタント会社名」欄には、運用コンサルタント契約を結んでいる場合に、記入すること。複数社と契約を結んでいる場合は、主たる契約会社を記入すること。

(3) 「バランス型運用」の項には、資産を国内債券、国内株式、外国債券、外国株式等に分散して運用する商品（例えば、信託銀行、生命保険会社（特別勘定）、金融商品取引業者によるバランス型運用）を、採用商品毎に記入すること。

(4) 「パッシブ」の項には、各資産市場の収益率を示す指数（Nomura-BPI、東証株価指数（TOPIX）、シティグループ世界国債インデックス、MSCI-Kokusai等（規模別、地域別指数等を含む））に連動した収益を獲得することを運用目標としている商品（信託銀行の合同口、生命保険会社特別勘定の特化型運用を含む）を、採用商品毎に記入すること。

### 4 株式インデックス運用の状況

自家運用において株式インデックス運用を行う基金が、当該事業年度における各月ごとの当該株式運用による収益率及び採用した株価指数の変化率とその差、年間のトラッキングエラーについて記載すること。

### 3 株式インデックス運用の状況の記載方法

自家運用において株式インデックス運用を行う基金が、当該事業年度における各月ごとの当該株式運用による収益率及び採用した株価指数の変化率とその差、年間のトラッキングエラーについて記載すること。



- (1) 各月の当該株式運用の収益率については、取引コスト控除後で計算すること。
- (2) 各月の株価指数の変化率については、採用した株価指数の変化率に配当を加えた数値で計算すること。
- (3) トラッキングエラーについては、次のとおりとすること。
  - ① 運用期間1年以上の場合  
当該年度各月の乖離率（当該株式の運用による収益率と採用した株価指数の変化率の差）と当該乖離率の年間平均（12で除する）との差の二乗の年間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数を記入すること。
  - ② 運用期間1年未満の場合  
当該運用期間の各月の乖離率と当該乖離率の期間平均（当該運用月数で除する）との差の二乗の期間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数を記入すること。ただし、運用開始月について、月の途中で運用を開始した場合は、当該株式運用による収益率と採用した株価指数の変化率を同等に比較することはできないことから記入しないこと。
- (4) トラッキングエラーが1.0%を超えた場合については、備考欄において、その要因の分析を記入すること。
- (5) 収益率、変化率及びトラッキングエラーは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記入すること。

- (1) 各月の当該株式運用の収益率については、取引コスト控除後で計算すること。
- (2) 各月の株価指数の変化率については、採用した株価指数の変化率に配当を加えた数値で計算すること。
- (3) トラッキングエラーについては、次のとおりとすること。
  - ① 運用期間1年以上の場合  
当該年度各月の乖離率（当該株式の運用による収益率と採用した株価指数の変化率の差）と当該乖離率の年間平均（12で除する）との差の二乗の年間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数を記入すること。
  - ② 運用期間1年未満の場合  
当該運用期間の各月の乖離率と当該乖離率の期間平均（当該運用月数で除する）との差の二乗の期間平均の平方根に12の平方根を乗じて得た数を記入すること。ただし、運用開始月について、月の途中で運用を開始した場合は、当該株式運用による収益率と採用した株価指数の変化率を同等に比較することはできないことから記入しないこと。
- (4) トラッキングエラーが1.0%を超えた場合については、備考欄において、その要因の分析を記入すること。
- (5) 収益率、変化率及びトラッキングエラーは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを記入すること。

様式 C6-ウ 事業報告書（給付設計に関する報告書）

（新設）

1. 給付の区分（ ） <以下給付の区分ごとに作成すること。>

2. 給付の種類

- 老齢給付金  脱退一時金  遺族給付金  障害給付金

3. 加入者の範囲及び加入者期間

- 全ての厚生年金保険の被保険者  一部  
具体的な範囲（ ）

(1) 加入者資格取得時期

- 入社時  
 入社 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他（ ）  
 選択制（※選択時期が上記のいずれかを記載すること。）

(2) 過去期間通算

- 過去期間通算あり  
具体的に（ ）

(3) 加入者資格喪失時期

- 退職時 または 満 歳 月到達時  
 加入 年 月経過時 または・かつ 満 歳 月到達時  
 その他（ ）

(4) 加入者期間の計算方法

- 月単位  年単位  その他（ ）

4. 給付の額の算定方法

- 令第24条第1項第1号の方法  
 令第24条第1項第2号の方法  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他（ ）に規定される（ ）  
 別途定めるポイント

令第24条第1項第3号の方法

- 定額  
 厚生年金の標準報酬月額  
 退職金規程・給与規定・その他（ ）に規定される（ ）  
 別途定めるポイント

（再評価の指標）

- 規則第29条第1号  
 規則第29条第2号 具体的な指標（ ）  
 規則第29条第3号  
 令第24条第1項第4号の方法（※）  
 規則第25条第1号から第3号の方法  
 規則第25条第4号の方法（リスク分担型企業年金）

※ 令第24条第1項第4号の方法による場合は、用いた令第24条第1項各号の方法を上記に記載すること。

5. 給付の額の改定

有  無

(額の改定の方法)

(額の改定の指標)

規則第29条第1号

規則第29条第2号 具体的な指標( )

規則第29条第3号

※ 規則第29条第4号又は第5号の指標による場合は、用いた規則第29条第1号から第3号までの指標を上記に記載すること。

6. 給付の支給要件

給付の種類	受給資格要件及び年金の支給内容	一時金選択の可否、その選択時期及び選択割合
老齢給付金		
脱退一時金 (1号)		
脱退一時金 (2号)		
障害給付金		
遺族給付金		

(注1) 脱退一時金は、法第41条第2項第1号、第2号に分けて記入すること。

(注2) 「受給資格要件及び年金の支給内容」の欄には、受給資格要件として加入者期間、年齢、その他の要件を、年金の支給内容として支給開始年齢、支給期間、その他支給内容に関することを記入すること。また、移行等に伴う経過措置を設けている場合にはその旨を記入すること。

様式 C7ーア (略)

様式 C7ーイ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類

様式 C7ーア (略)

様式 C7ーイ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類

1. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較

	当年度	前年度	2年前	3年前
純 資 産 額 ①				
数 理 上 資 産 額 ②				
時 価 ベ ー ス 利 回 り ③	%	%	%	%
継 続 基 準 (①/④) (1.00 以上)				
責 任 準 備 金 ④				
非 継 続 基 準 (①/⑤) (1.00 以上)				
最 低 積 立 基 準 額 ⑤				
積 立 超 過 (②/⑥) (1.00 以下)				
積 立 上 限 額 ⑥				

- 非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88）以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98）以上である。
- (注) 1. 非継続基準（①/⑤）は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。
2.  $② \leq \text{MAX}(\text{数理債務、⑤}) \times 1.5$ 又はリスク分担型企业年金の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入を要しない。

(略)

1. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較

	当年度	前年度	2年前	3年前
純 資 産 額 ①				
数 理 上 資 産 額 ②				
時 価 ベ ー ス 利 回 り ③	%	%	%	%
継 続 基 準 (①/④) (1.00 以上)				
責 任 準 備 金 ④				
非 継 続 基 準 (①/⑤) (1.00 以上)				
最 低 積 立 基 準 額 ⑤				
積 立 超 過 (②/⑥) (1.00 以下)				
積 立 上 限 額 ⑥				

- 非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88）以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00（事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98）以上である。
- (注) 1. 非継続基準（①/⑤）は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。
2.  $② \leq \text{MAX}(\text{数理債務、⑤}) \times 1.5$ の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入を要しない。

(略)

5. 数理債務及び責任準備金

		合計	区分A	区分B
給 付 現 価	合計 (②±⑨±⑩)	①		
	通常予測給付現価 (③～⑧)	②		
	将来加入者	③		
	現在加入者 (将来分)	④		
	現在加入者 (過去分)	⑤		
	年金受給者	⑥		
	待期者	⑦		
	その他の受給者	⑧		
	財政悪化リスク相当額	⑨		
	特例掛金収入現価	⑩		
給与現価	計 (⑫、⑬)	⑪		
	現在加入者	⑫		
	将来加入者	⑬		
標準掛金率 (数理上)	⑭			
標準掛金率 (規約上)	⑮			
標準掛金収入現価 (⑪×⑮)	⑯			
数理債務 (②±⑩-⑯)	⑰			
特別掛金収入現価	⑱			
リスク対応掛金収入現価	⑲			
数理上資産額	⑳			
うち、別途積立金として留保する額	㉑			
うち、承継事業所償却積立金として留保する額	㉒			
追加拠出可能額現価 (①-⑩-⑯-⑱-⑲-㉑-㉒) <small>(ただし、負値となる場合は零、財政悪化リスク相当額を上回る場合は財政悪化リスク相当額)</small>	㉓			
責任準備金 (①-⑩-⑯-⑱-⑲-㉓)	㉔			
[備考]				

(注1) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(以下7及び8において同じ。)

(注2) リスク分担型企業年金においては、「標準掛金」、「特別掛金」及び「リスク対応掛金」の欄には、掛金のうち規則第46条の3第1項に基づき計算した額を記載し、数理債務は記載しないこと。

(注3) リスク分担型企業年金においては、「備考」欄に今後の調整率を記載すること。

5. 数理債務及び責任準備金

		合計	区分A	区分B
給 付 現 価	合計 (②～⑧)	①		
	将来加入者	②		
	現在加入者 (将来分)	③		
	現在加入者 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	待期者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
特例掛金収入現価	⑧			
給与現価	計 (⑩、⑪)	⑨		
	現在加入者	⑩		
	将来加入者	⑪		
標準掛金率 (数理上)	⑫			
標準掛金率 (規約上)	⑬			
標準掛金収入現価 (⑨×⑬)	⑭			
数理債務 (①-⑭)	⑮			
特別掛金収入現価	⑯			
責任準備金 (①-⑭-⑯)	⑰			

(注) 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記載すること。(以下7及び8において同じ。)

6. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準掛金収入現価（20年分）	①	千円
許容繰越不足金を算出するための率	②	%
① × ②	③	千円
責任準備金	④	千円
許容繰越不足金を算出するための率	⑤	%
④ × ⑤	⑥	千円

〔注〕 許容繰越不足金は、規則第56条第1号の方法を選択した場合は①～③で計算した額、同条第2号の方法を選択した場合は④～⑥で計算した額、同条第3号の方法を選択した場合は①～③で計算した額と④～⑥で計算した額のうちいずれか小さい額とする。

(略)

6. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準掛金収入現価（20年分）	①	千円
許容繰越不足金を算出するための率	②	%
① × ②	③	千円
責任準備金	④	千円
許容繰越不足金を算出するための率	⑤	%
④ × ⑤	⑥	千円

〔注1〕 許容繰越不足金は、規則第56条第1号の方法を選択した場合は①～③で計算した額、同条第2号の方法を選択した場合は④～⑥で計算した額、同条第3号の方法を選択した場合は①～③で計算した額と④～⑥で計算した額のうちいずれか小さい額とする。

〔注2〕 適格退職年金から権利義務を承継した場合には、①は30年から平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（1年未満は切り捨て）を控除した年数分とすることができる。

(略)

8. 積立上限額

		計		
給付現価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入者	②		
	現在加入者 (将来分)	③		
	現在加入者 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	待期者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入者	⑨		
	将来加入者	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①－⑫)		⑬		
最低積立基準額		⑭		
積立上限額 (MAX (⑬, ⑭) × 1.5)		⑮		

数理上資産額が数理債務の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額を下回っているため、積立上限額の計算を行わない。

(注1) 計算に用いる基礎率は、規則第62条第1号に規定しているものを用いること。

(注2) リスク分担型企業年金は記入しないこと。

様式 C7-ウ、様式 C7-ウ' (略)

8. 積立上限額

		計		
給付現価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入者	②		
	現在加入者 (将来分)	③		
	現在加入者 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	待期者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入者	⑨		
	将来加入者	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①－⑫)		⑬		
最低積立基準額		⑭		
積立上限額 (MAX (⑬, ⑭) × 1.5)		⑮		

数理上資産額が数理債務の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額に1.5を乗じて得た額を下回っているため、積立上限額の計算を行わない。

(注) 計算に用いる基礎率は、規則第62条第1号に規定しているものを用いること。

様式 C7-ウ、様式 C7-ウ' (略)

様式 C7-エ 財政検証（積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過））

数 理 上 資 産 額 ①	
積 立 上 限 額 ②	
積 立 上 限 超 過 額 ( ① - ② ) ③	
利 子 相 当 額 ④	
合 計 額 ( ③ + ④ ) ⑤	

(A) 掛金の控除の方法

- (ア) 前詰め控除方式                       (イ)均等控除方式

(B) 掛金の控除の開始時期                      年              月

(C) 掛金の控除の終了見込み時期              年              月

(D) 控除後の掛金（掛金率又は掛金額）

標準掛金	特別掛金	リスク対応掛金	特例掛金	期 間
( )	( )	( )	( )	～
( )	( )	( )	( )	～

※ ( ) 内は加入者負担分

(注1) 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1において、積立超過が1.00以下の場合にあっては、この様式の提出は要しない。

(注2) 上記（注1）以外の場合であって、決算に関する報告書の提出時までに掛金の控除の方法が定められていない場合にあっては、①から③のみを記載するものとし、掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記載した書類を添付するものとする。

様式 C7-オ～様式 C7-キ      (略)

様式 C7-ク

様式 C7-エ 財政検証（積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（積立超過））

数 理 上 資 産 額 ①	
積 立 上 限 額 ②	
積 立 上 限 超 過 額 ( ① - ② ) ③	
利 子 相 当 額 ④	
合 計 額 ( ③ + ④ ) ⑤	

(A) 掛金の控除の方法

- (ア) 前詰め控除方式                       (イ)均等控除方式

(B) 掛金の控除の開始時期                      年              月

(C) 掛金の控除の終了見込み時期              年              月

(D) 控除後の掛金（掛金率又は掛金額）

標準掛金	特別掛金	特例掛金	期 間
( )	( )	( )	～
( )	( )	( )	～

※ ( ) 内は加入者負担分

(注1) 「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」中1において、積立超過が1.00以下の場合にあっては、この様式の提出は要しない。

(注2) 上記（注1）以外の場合であって、決算に関する報告書の提出時までに掛金の控除の方法が定められていない場合にあっては、①から③のみを記載するものとし、掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記載した書類を添付するものとする。

様式 C7-オ～様式 C7-キ      (略)

(新設)



# 貸借対照表

(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の場合)

【金額単位:円】

(年金経理)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
<b>1. 純資産</b>			
流動資産	( )	( )	( )
現金・預貯金			
未収掛金			
未収受換金等			
未収脱退一時金相当額受入金			
未収返納金			
固定資産	( )	( )	( )
信託資産			
保険資産			
共済資産			
投資			
小計			
<b>3. 基本金</b>			
基本金	( )	( )	( )
繰越不足金			
当年度不足金			
小計			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
<b>1. 純資産</b>			
流動負債	( )	( )	( )
未払運用報酬等			
未払業務委託費等			
未払特別法人税			
預り金			
支払備金	( )	( )	( )
未払給付費			
未払移換金			
小計			
<b>2. 負債</b>			
責任準備金	( )	( )	( )
責任準備金			
小計			
<b>3. 基本金</b>			
基本金	( )	( )	( )
承継事業所償却積立金			
別途積立金			
当年度剰余金			
小計			
総合計			

財政悪化リスク相当額			
リスク充足額			

数理債務			
未償却過去勤務債務残高等			

(リスク分担型企業年金の場合)  
(年金経理)

【金額単位:円】  
(平成 年 月 日現在)

資産勘定

		当年度	前年度	増減
1. 純資産				
流動資産		( )	( )	( )
	現金・預貯金			
	未収掛金			
	未収受換金等			
	未収脱退一時金相当額受入金			
	未収返納金			
固定資産		( )	( )	( )
	信託資産			
	保険資産			
	共済資産			
	投資			
小計				
3. 基本金				
基本金		( )	( )	( )
	繰越不足金			
	当年度不足金			
小計				
総合計				

負債勘定

		当年度	前年度	増減
1. 純資産				
流動負債		( )	( )	( )
	未払運用報酬等			
	未払業務委託費等			
	未払特別法人税			
	預り金			
支払備金		( )	( )	( )
	未払給付費			
	未払移換金			
小計				
2. 負債				
責任準備金		( )	( )	( )
	責任準備金			
小計				
3. 基本金				
基本金		( )	( )	( )
	承継事業所償却積立金			
	別途積立金			
	当年度剰余金			
小計				
総合計				

財政悪化リスク相当額

リスク充足額

調整前通常予測給付現価

調整後通常予測給付現価

# 損益計算書

【金額単位:円】

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(年金経理)

費用勘定				
		当年度	前年度	増減
<b>1. 経常収支</b>				
給付費		( )	( )	( )
老齢給付金				
脱退一時金				
遺族給付金				
障害給付金				
移換金		( )	( )	( )
移換金				
運用報酬等		( )	( )	( )
運用報酬等				
業務委託費等		( )	( )	( )
業務委託費等				
特別法人税		( )	( )	( )
特別法人税				
運用損失		( )	( )	( )
信託資産に係る当期運用損失				
保険資産に係る当期運用損失				
共済資産に係る当期運用損失				
投資資産に係る当期運用損失				
小計				
<b>2. 特別収支</b>				
特別支出		( )	( )	( )
特別支出				
繰入金		( )	( )	( )
業務会計への繰入金				
福祉事業会計への繰入金				
小計				
<b>3. 負債の変動</b>				
責任準備金増加額		( )	( )	( )
責任準備金増加額				
小計				
<b>4. 基本金</b>				
繰越不足金処理金		( )	( )	( )
繰越不足金処理金				
承継事業所償却積立金積増金		( )	( )	( )
承継事業所償却積立金積増金				
別途積立金積増金		( )	( )	( )
別途積立金積増金				
当年度剰余金		( )	( )	( )
当年度剰余金				
小計				
総合計				

収益勘定			
	当年度	前年度	増減
1. 経常収支			
掛金等収入	( )	( )	( )
掛金等収入			
受換金等	( )	( )	( )
受換金等			
脱退一時金相当額受入金	( )	( )	( )
脱退一時金相当額受入金			
運用収益	( )	( )	( )
信託資産に係る当期運用収益			
保険資産に係る当期運用収益			
共済資産に係る当期運用収益			
投資資産に係る当期運用収益			
小計			
2. 特別収支			
特別収入	( )	( )	( )
特別収入			
受入金	( )	( )	( )
業務経理からの受入金			
小計			
3. 負債の変動			
責任準備金減少額	( )	( )	( )
責任準備金減少額			
小計			
4. 基本金			
承継事業所償却積立金取崩金	( )	( )	( )
承継事業所償却積立金取崩金			
別途積立金取崩金	( )	( )	( )
別途積立金取崩金			
当年度不足金	( )	( )	( )
当年度不足金			
小計			
総合計			

## 貸借対照表

< 基金型企业年金 >

【金額単位:円】

(業務経理業務会計)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
流動資産	( )	( )	( )
現金・預貯金			
未収事務費掛金			
未収金			
有価証券			
固定資産	( )	( )	( )
土地			
建物及び工作物			
車両			
器具及び備品			
電話加入権			
権利金敷金			
繰延勘定	( )	( )	( )
前払金			
基本金	( )	( )	( )
繰越不足金			
当年度不足金			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
流動負債	( )	( )	( )
預り金			
引当金			
未払金			
未払業務委託費等			
固定負債	( )	( )	( )
長期借入金			
基本金	( )	( )	( )
基本金			
繰越剰余金			
当年度剰余金			
総合計			

# 損益計算書

【金額単位:円】

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

(業務経理業務会計)

費用勘定			
	当年度	前年度	増減
事務費	( )	( )	( )
役職員給与			
役職員諸手当			
旅費			
退職手当引当費			
需用費			
会議費			
代議員会費	( )	( )	( )
代議員報酬補償費			
代議員旅費			
代議員会需用費			
代議員会会議費			
業務委託費等	( )	( )	( )
業務委託費等			
機械処理経費	( )	( )	( )
機械処理経費			
繰入金	( )	( )	( )
年金経理への繰入金			
福祉事業会計への繰入金			
基本金への繰入金			
雑支出	( )	( )	( )
雑支出			
不納欠損	( )	( )	( )
不納欠損			
剰余金	( )	( )	( )
当年度剰余金			
総合計			

収益勘定			
	当年度	前年度	増減
掛金収入	( )	( )	( )
事務費掛金収入			
受入金	( )	( )	( )
年金経理からの受入金			
福祉事業会計からの受入金			
寄付金	( )	( )	( )
寄付金			
雑収入	( )	( )	( )
受取利息及び配当収入			
雑収入			
不足金	( )	( )	( )
当年度不足金			
総合計			

## 貸借対照表

< 基金型企业年金 >

【金額単位: 円】

(業務経理福祉事業会計)

(平成 年 月 日現在)

資産勘定			
	当年度	前年度	増減
流動資産	( )	( )	( )
現金・預貯金			
未収事務費掛金			
未収金			
有価証券			
仮払金			
固定資産	( )	( )	( )
土地			
建物及び工作物			
車両			
器具及び備品			
電話加入権			
権利金敷金			
繰延勘定	( )	( )	( )
前払金			
基本金	( )	( )	( )
繰越不足金			
当年度不足金			
総合計			

負債勘定			
	当年度	前年度	増減
流動負債	( )	( )	( )
預り金			
引当金			
未払金			
固定負債	( )	( )	( )
長期借入金			
基本金	( )	( )	( )
基本金			
繰越剰余金			
当年度剰余金			
総合計			

# 損益計算書

【金額単位:円】

自 平成 年 月 日

(業務経理福祉事業会計)

至 平成 年 月 日

## 費用勘定

	当年度	前年度	増減
事務費	( )	( )	( )
役職員給与			
役職員諸手当			
旅費			
退職手当引当費			
需用費			
会議費			
材料費			
繰入金	( )	( )	( )
業務会計への繰入金			
基本金への繰入金			
福祉事業費	( )	( )	( )
福祉施設費			
補助金			
福祉給付金			
諸謝金			
雑支出	( )	( )	( )
雑支出			
不納欠損	( )	( )	( )
不納欠損			
剰余金	( )	( )	( )
当年度剰余金			
総合計			

## 収益勘定

	当年度	前年度	増減
掛金収入	( )	( )	( )
事務費掛金収入			
施設収入	( )	( )	( )
施設収入			
受入金	( )	( )	( )
年金経理からの受入金			
業務会計からの受入金			
寄付金	( )	( )	( )
寄付金			
戻入金	( )	( )	( )
基本金戻入金			
雑収入	( )	( )	( )
受取利息及び配当収入			
雑収入			
不足金	( )	( )	( )
当年度不足金			
総合計			



様式 C8 (略)

様式 C9

平成 年 月 日

上場株式による掛金の納付に係る全体計画

規約(基金)番号 \_\_\_\_\_  
 事業所(基金)名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_

1. 掛金について

	掛 金 額 (1事業年度)	掛 金 額 (納付1回当たり)	1事業年度にお ける納付回数
補 足 掛 金	円	円	
特別掛金	円	円	
リスク対応掛金	円	円	
特例掛金	円	円	

2. 納付する株式

株式銘柄	上場市場	株 式 数	1株当たりの価額 (年月日)	時 価 総 額
			円( )	円
			円( )	円
			円( )	円
			円( )	円

総 額 円

3. 納付計画

年 月	掛金の額	株 式 に 関 す る 事 項				現 納 付 金 額
		株式銘柄	株式数	1株当たりの 価額(予定)	総額(予定)	
	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	
	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	

様式 C8 (略)

様式 C9

平成 年 月 日

上場株式による掛金の納付に係る全体計画

規約(基金)番号 \_\_\_\_\_  
 事業所(基金)名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_

1. 掛金について

	掛 金 額 (1事業年度)	掛 金 額 (納付1回当たり)	1事業年度にお ける納付回数
補 足 掛 金	円	円	
特別掛金	円	円	
特例掛金	円	円	

2. 納付する株式

株式銘柄	上場市場	株 式 数	1株当たりの価額 (年月日)	時 価 総 額
			円( )	円
			円( )	円
			円( )	円
			円( )	円

総 額 円

3. 納付計画

年 月	掛金の額	株 式 に 関 す る 事 項				現 納 付 金 額
		株式銘柄	株式数	1株当たりの 価額(予定)	総額(予定)	
	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	
	円			円	円	円
				円	円	
				円	円	

株式受領書

株式受領書

(住所) (氏名) 殿	平成 年 分 掛金	
	特別掛金	円
	リスク対応掛金	円
	特例掛金	円
	計	円

(抛出する株式の内訳)

	銘柄	株数	評価額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
計			円

平成 年 月 日領収  
 領収者

株式受領書

株式受領書

(住所) (氏名) 殿	平成 年 分 掛金	
	特別掛金	円
	特例掛金	円
	計	円

(抛出する株式の内訳)

	銘柄	株数	評価額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
計			円

平成 年 月 日領収  
 領収者